

# 商工貯蓄共済 3つの特徴

知らず知らずのうちに  
うれしい満期

貯蓄

月々  
**2,000円**<sup>(1口)</sup>  
20,000円<sup>(10口)</sup>

資金繰りも安心

融資

万々に備えて

生命  
保険

(被保険者一人当たり10口まで加入できます)

## 加入できる方は

商工会員・家族・従業員

## 被保険者は

6歳～65歳までの方(無審査で加入できます)

## 掛金は

2千円を一口に10口まで(被保険者一人当たり)

## 加入期間は

10年間(中途解約が可能です)

## 保険金額は

1口当たり次の保険金となります。

6歳～46歳 100万円  
47歳～54歳 50万円  
55歳～65歳 25万円

## 融資は

- 事業主融資(運転/設備資金)  
1企業あたり5,000万円以下 1口あたり100万円以下。
- 従業員融資(教育/消費資金)  
一人あたり300万円以下 1口あたり100万円以下。
- 融資利率は変動することがあります。  
現在の利率など、詳しくは商工会にお尋ねください。

## 保険料の税法上の取り扱い(詳細は別紙ご参照下さい)

契約	被保険者	受取人	取り扱い
法人	役員又は従業員	法人	福利厚生費
	役員	役員の親族	役員報酬
個人事業主	従業員	従業員の親族	給料賃金
	従業員又は専従者	事業主	福利厚生費
	従業員	従業員の親族	給料賃金

※個人事業主・従業員が保険契約者となり、それぞれ本人または家族が被保険者になった保険料は、生命保険料控除の対象になります。

## 貯蓄積立金の利息と返戻

毎年の掛金から年1回保険年齢に応じた保険料と運営経費(1口当たり1,200円)が差し引かれ、残高が貯蓄積立となります。10年後の満期時に貯蓄積立金に満期配当金を加算してお支払いいたします。途中で解約する場合は、それまでの貯蓄積立金に解約配当金を加算します。

## 保険契約の発効と除斥

保険は、ジブラルタ生命保険(株)の集団扱い定期保険(年払い)に加入します。掛金を商工会への払い込みが完了した日から保障を開始し、その証として保険証券を発行します。掛金を6ヶ月以上遅滞した時や貯蓄積立及び保険金を不正に受け取ろうとした場合は、除斥することがあります。

また、申込書の告知事項が事実と相違した場合は、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

お申込時には、「ご契約のしおり・約款」、「重要事項のお知らせ」等をご確認ください。

# 商工貯蓄共済保険料一覧表

モデル1(一口について)

適用時期: ①新契約は、2018年4月1日申込日より ②更新契約は、2018年4月1日更新日より

保険年齢	1口当たり保険料年額		死亡保険金及び高度障害給付金
	男性	女性	
6歳	804円	576円	100万円
7歳	840	600	
8歳	864	624	
9歳	900	636	
10歳	936	660	
11歳	960	696	
12歳	1,008	720	
13歳	1,044	744	
14歳	1,080	780	
15歳	1,128	792	
16歳	1,152	828	100万円
17歳	1,200	852	
18歳	1,236	888	
19歳	1,272	924	
20歳	1,308	960	
21歳	1,332	996	
22歳	1,368	1,032	
23歳	1,404	1,068	
24歳	1,440	1,116	
25歳	1,488	1,152	
26歳	1,512	1,200	50万円
27歳	1,572	1,248	
28歳	1,632	1,308	
29歳	1,692	1,368	
30歳	1,764	1,440	
31歳	1,848	1,500	
32歳	1,920	1,572	
33歳	2,016	1,656	
34歳	2,124	1,740	
35歳	2,232	1,824	

保険年齢	1口当たり保険料年額		死亡保険金及び高度障害給付金
	男性	女性	
36歳	2,352円	1,908円	100万円
37歳	2,496	2,016	
38歳	2,640	2,124	
39歳	2,796	2,232	
40歳	2,964	2,352	
41歳	3,156	2,484	
42歳	3,360	2,616	
43歳	3,600	2,772	
44歳	3,840	2,916	
45歳	4,092	3,072	
46歳	4,356	3,228	50万円
47歳	2,318	1,686	
48歳	2,467	1,770	
49歳	2,628	1,848	
50歳	2,807	1,932	
51歳	2,996	2,010	
52歳	3,203	2,105	
53歳	3,439	2,196	
54歳	3,692	2,295	
55歳	1,987	1,196	
56歳	2,139	1,251	
57歳	2,303	1,308	
58歳	2,479	1,369	
59歳	2,671	1,441	
60歳	2,875	1,521	
61歳	3,102	1,610	
62歳	3,350	1,717	
63歳	3,626	1,840	
64歳	3,936	1,984	
65歳	4,287	2,157	

①年間掛金から上記の保険料と運営経費(1口あたり1,200円)を差し引いた金額が貯蓄積立金となります。貯蓄積立金の利息は、1年経過した貯蓄積立金に対し、大口定期預金利率を一年毎の複利で計算し、10年後に満期金としてお支払いいたします。

②貯蓄積立金を預金している金融機関が経営破綻に陥った場合は、貯蓄積立金は預金保険の対象ではありません。破綻金融機関の財産の状況に応じて積立金が削減される場合があります。

③共済掛金、保険料年額は満期時まで同一額です。

④共済掛金を1年前分納された加入者には、1口当たり600円(掛金の2.5%)の前納報奨金をお支払いします。(前納報奨金額は金利の変動等により年ごとに変更することがあります)